

人事行政の運営等の状況の公表

【公表事項】

1. 職員の任免及び職員数に関する状況
 2. 職員の給与の状況
 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況
 5. 職員のサービスの状況
 6. 職員の研修の状況
 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況
-
-

平成21年 9 月
美 郷 町

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

1. 平成20年度実施職員採用試験による採用者数

(単位:人)

区分	行政職	計
平成21年4月1日採用者数	4	4

2. 平成20年度職種別事由別退職者数

(単位:人)

職種	定年退職	勧奨退職	その他					計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
行政職	11	2	-	-	-	-	-	13
単純労務職	3	-	-	-	-	-	-	3
計	14	2	-	-	-	-	-	16

3. 職員数

各年度4月1日現在(単位:人)

部 門			職員数		対前年 増減数
			平成21年度	平成20年度	
普通会計	一般行政部門	議 会	3	3	-
		総 務	63	54	9
		税 務	13	15	▲2
		労 働	-	-	-
		農 水	18	21	▲3
		商 工	8	10	▲2
		土 木	13	14	▲1
		民 生	55	59	▲4
	衛 生	13	15	▲2	
	一般行政部門計		186	191	▲5
教 育		62	67	▲5	
普 通 会 計 計		248	258	▲10	
公営企業等 会計部門	水 道	3	3	-	
	下水道	2	2	-	
	その他	6	7	▲1	
	公営企業等会計部門計	11	12	▲1	
総 合 計			259	270	▲11

※教育長を除く

『地方公共団体定員管理調査』から抜粋

2. 職員の給与の状況

1. 人件費の状況(平成20年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (H21.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	H19 人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
22,720	11,730,606	84,501	2,165,974	18.46	19.08

※人件費には特別職に支給される給与、報酬等を含む

『地方財政状況調査』より

2. 職員給与費の状況(平成21年度一般会計当初予算)

職員数 (A)	給与費				一人あたり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
254人	936,665千円	117,567千円	378,130千円	1,432,362千円	5,639千円

※職員数及び給与費には教育長を含む

※職員手当には退職手当は含まない

『平成21年度給与費明細書』より

3. 一般行政職の級別職員数の状況(平成21年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な 職務内容	主事	主任	主査	所長、班長 上席主査	課長、室長、 局長、参事	主幹
職員数	16人	30人	46人	42人	18人	-
構成比	10.5%	19.7%	30.3%	27.6%	11.8%	0.0%

4. 職員の給料の状況(平成21年4月1日現在)

	一般行政職		単純労務職
	大学卒	高校卒	高校卒
初任給	172,200円	140,100円	137,200円
採用2年経過日 給料額	184,200円	148,500円	145,500円
経験年数	経験年数10年	243,300円	203,900円
	経験年数15年	293,800円	248,300円
	経験年数20年	316,100円	295,000円
			—

一般行政職		単純労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
311,886円	42.5歳	295,451円	50.3歳

5. 職員手当の状況(平成21年4月1日現在)

■期末手当・勤勉手当

【支給割合】	6月期	12月期	計
期末手当(※)	1.40月	1.60月	3.00月
勤勉手当(※)	0.725月	0.725月	1.45月

(※)職務上の段階、職務の級等に応じ、5%～15%の加算措置あり

一人あたり平均支給額(平成20年度)	1,492 千円
--------------------	----------

■退職手当

【支給率】	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度
自己都合	23.50月分	33.50月分	47.50月分	59.28月分
勸奨・定年	30.55月分	41.34月分	59.28月分	59.28月分

※定年前早期退職特例措置(2～20%加算)あり

一人あたり平均支給額(平成20年度退職者の平均支給額)	22,034 千円
-----------------------------	-----------

■地域手当

支給対象地域	支給率
東京都特別区	給料・扶養手当等の合計額の17%

■特殊勤務手当

支給実績(平成20年度決算)	447 千円
支給職員一人あたり平均支給年額(平成20年度決算)	29,820円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度決算)	5.5%

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員への支給単価
町税事務従事手当	町税事務従事職員	町税徴収のための 屋外勤務	1日につき 700円
			1日4時間未満 350円
防疫等作業従事手当	防疫等作業従事職員	防疫等作業に従事	1日につき 300円
			1日4時間未満 150円
用地買収業務従事手当	用地買収業務従事職員	用地買収のための 屋外勤務	1日につき 700円
			1日4時間未満 350円

■時間外勤務手当

平成20年度決算	支給実績	23,252 千円
	職員一人あたり平均支給年額	85 千円
平成19年度決算	支給実績	33,143 千円
	職員一人あたり平均支給年額	123 千円

■その他の手当

扶養手当	配偶者	13,000円
	配偶者以外の扶養親族	6,500円
	配偶者の無い職員の扶養親族のうち1人目	11,000円
	満16歳年度当初から満22歳年度末までの加算	5,000円
住居手当	借家(限度額)	27,000円
	自家(新築から5年間)	2,500円
通勤手当	交通機関等利用(限度額)	55,000円
	交通用具(自動車等)利用(限度額)	38,100円
管理職手当	総務課長	48,000円
	課長・室長・局長	32,000円
	参事	20,000円
	施設の長	12,000円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要により 週休日・休日等に勤務した場合に支給 (勤務時間が6時間を越える場合は150%を乗じた額)	勤務1回 8,000円
単身赴任手当	異動などに伴い転居し止むを得ない事情により 配偶者と別居し単身で生活する職員等に支給	23,000円 (住居間の交通距離に応じて加算あり)
宿日直手当	宿日直を行った職員に支給	勤務1回 4,200円
寒冷地手当	世帯主で扶養親族のいる職員	17,800円
	世帯主で扶養親族のいない職員	10,200円
	その他の職員	7,360円

平成20年度決算		
手当名	支給実績	支給職員一人あたり平均支給年額
扶養手当	30,663 千円	219,021円
住居手当	2,836 千円	113,460円
通勤手当	12,937 千円	54,357円
管理職手当	8,416 千円	323,692円
管理職員特別勤務手当	28 千円	28,000円
単身赴任手当	—	—
宿日直手当	1,062 千円	7,871円
寒冷地手当	17,233 千円	64,303円

6. 特別職の報酬等の状況(平成21年4月1日現在)

給料	町長	月額	816,000円
	副町長	月額	605,000円
	教育長	月額	543,000円
報酬	議長	月額	288,000円
	副議長	月額	264,000円
	議員	月額	255,000円
期末手当	町長・副町長・教育長	支給割合	6月期 1.60月分
		支給割合	12月期 1.70月分
	議長・副議長・議員	支給割合	6月期 1.60月分
		支給割合	12月期 1.70月分
	算定方法 給料等×1.15×期別支給割合×在職期間割合		

※教育長は常勤の一般職に属すが、給与及び勤務時間その他の勤務条件については他の一般職の職員とは別に条例で定めがあるため参考として上記に計上している

※期末手当は『美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例』『美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例』『美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例』に基づき、上記の算定方法で支給される

※町長及び副町長、教育長には上記のほか通勤手当及び寒冷地手当が支給される

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1. 勤務時間の状況

正規の勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
一週間 40時間	午前8時30分	午後5時15分	午後0時15分から午後1時まで

※各役場庁舎以外の勤務場所では上記と異なる勤務形態になることがある

2. 休暇の状況(主なものを掲載)

区分	内容	備考	
年次有給休暇	1年につき20日 (残日数は20日を上限に翌年に繰り越し可能)	有給	
組合休暇	職員が登録された職員団体の業務・活動に従事する場合 → 1年につき30日	無給	
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合 → その勤務しないことがやむを得ないと認められる 場合で、医師が必要と認めた期間	有給 (90日(特定疾患等の場 合は180日または270 日)を越えると給料半減)	
特別休暇	結婚休暇	5日間	有給
	出産(産前)	産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内	
	出産(産後)	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	
	育児時間	1日2回それぞれ30分以内の期間	
	妻の出産	妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出 産の日後2週間経過日までにおける2日の範囲内の 期間	
	子の看護	1年において5日の範囲内の期間	
	忌引	続柄に応じて1～7日以内	
	休暇	当該年度内の週休日、休日及び代休日を除いて原則 として連続する3日の範囲内の期間	
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者 で、負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわ たり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするた め勤務しないことが必要と認められる場合 → 連続する6月以内の必要な期間	無給	

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

1. 分限処分

■分限処分とは

分限処分とは公務能率維持を目的として本人の意に反して行う不利益処分です。

勤務実績が良くない場合や心身の故障の場合など地方公務員法に定める事由においてのみ行われます。

■分限処分件数(平成20年度)

降任	免職	休職	降給	計
0	0	0	0	0

2. 懲戒処分

■懲戒処分とは

懲戒処分とは職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とした制裁的な処分であり、法令に違反した場合や職務上の義務に違反または職務を怠った場合など地方公務員法に定める事由においてのみ職員に対し行われます。

■懲戒処分件数(平成20年度)

戒告	減給	停職	免職	計
1	0	0	0	1

5. 職員のサービスの状況

1. 年次有給休暇取得状況(平成20年1月1日～平成20年12月31日)

総付与日数 A	総使用日数 B	使用率(%) C(B/A×100)	対象職員数(人) D	一人あたりの 平均使用日数 E(B/D)
10,340	3,121	30.18	264人	11.82

※平成20年12月31日現在在職職員(長期休職者、派遣職員等は除く)の状況

※使用日数は個人ごとに端数時間部分を日数に切り上げしている

2. 育児休業等・介護休暇取得状況(平成20年度)

	育児休業			部分休業	介護休暇
	取得可能者数	取得者数	取得率(%)	取得者数	取得者数
男	6	0	0%	0	0
女	5	5	100%	0	0

※育児休業取得可能者数とは平成20年度に新たに育児休業の取得が可能になった職員数

※育児休業取得者数とは平成20年度に新たに育児休業を取得した職員数

6. 職員の研修の状況

区分	研修名	人数	備考	
必須研修	「新規採用職員研修」	3	秋田県町村会 主催による研修	
	「主事・技師級研修」	5		
	「主任級研修」	6		
	「監督者級研修」	20		
	「管理者級研修」	5		
指定研修	「NPO とのパートナーシップ」「政策法務」	各1	秋田県自治研修所 主催による研修 (県・市町村合同 研修を含む)	
	「まちづくり・地域づくり」「発想力向上」			
	「ロジカル・シンキング」「クリティカル・シンキング」			
	「プロジェクトマネジメント」「ふるさと景観・観光学」			
	「行政に活かせる経済知識」「タイムマネジメント」			
	「リスクマネジメント」「企業と自治体の財務の見方」			
	「住民ニーズ調査法」「地方財政」「民法」			
	「図解表現技術」			
	「マーケティング手法を活かした政策の立て方」			2
	「業務改善」			3
	「政策形成」	3		
	「法務能力向上」	2		
	「行政法基礎」	2		
	「文章力向上」	6		
	「情報の収集・選択・整理術」	2		
	「公共施設のマネジメント」	2		
	「コーチング」	3		
	「クレーム対応力」	6		
	「プレゼンテーション技術」	2		
	「ファシリテーション」	2		
「メンタルヘルス・ケア法」	3			
「折衝力・交渉力向上」	2			
「経営戦略研修」	4			
「キャリア開発研修(女性職員)」	4			
「公会計整備実務リーダー」	3			
特別研修 派遣研修	「JKET 指導者養成研修」	2	財団法人等主催 の研修を含む	
	「接遇研修指導者養成研修」	2		
	「納税専門研修」	2		
	「次世代育成支援行動計画後期策定」	1		
	「市町村職員海外研修」	1		

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

1. 職員の福祉の状況

■職員の健康診断の状況(平成20年度)

区分	受診者数
定期健康診断	270

※人間ドック受診を含む

■公務災害の発生状況(平成20年度)

区分		申 請		
		うち認定	うち不認定	うち継続審議
公務災害	0	0	0	0
交通災害	0	0	0	0

■職員の福利厚生事業の状況

町では県内18市町村などで構成する秋田県市町村職員互助会に委託し、福利厚生事業を実施しています。

2. 利益の保護の状況

町では地方公務員法に基づいて、職員の勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分についての不服申立ての審査等について秋田県人事委員会に事務を委託しています。

■勤務条件に関する措置の要求の状況

平成19年度末 係属件数	平成20年度中 要求件数	平成20年度中処理件数		平成20年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0

■不利益処分に関する不服申立ての状況

平成19年度末 係属件数	平成20年度中 要求件数	平成20年度中処理件数		平成20年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0